

第166回 判例地方自治研究会

作成者 石田 純

1 期日 令和4年7月26日(火) 18時30分～ オンライン(zoom) 会議

2 参加者 須田、澤村、牟田、石田、鎌田、今井亮、川口、片木、清水(以上8名・敬称略・順不同)

3 発表課題

発表担当: 鎌田先生

(1) 公金の支出に係る費用全額を原因者に求める請求控訴事件(高萩市) 東京高判令和3年3月25日

事案 高萩市が所有するサッカー場が存在していたところ、同サッカー場には学校法人Aが所有する野球場が隣接していた。その後、同野球場から飛散した土砂によりサッカー場に土砂が堆積してしまい、その撤去費用として高萩市は、補正予算について市長の専決の上、後日承認を得る形で、448万2000円を支払った。

その後、高萩市は顧問弁護士から同費用の全額を請求することは困難との指摘も踏まえて、学校法人Aと協定を締結し、撤去費用の半額を支払ってもらう合意をし、支払いを受けた。住民訴訟により本来は全額を請求すべきであるにもかかわらず、議会の議決によらずに半額のみ支払ってもらう合意をしたことが違法無効であるとして、学校法人Aにも半額の支払いをすることを求める訴訟(4号訴訟)が提起され、原審は原告(住民側)の主張を全部認容。高萩市は、本件協定が和解に当たる旨の判示を受けて、一審判決後に、本件協定について事後的に議決を得た(本件追認議決)。

争点 ①「本件協定」が和解に当たるか。②市議会の事後的な承認があったか。③本件追認議決により地方自治法96条1項12号違反の瑕疵が治癒されたか。

判旨 ① 高萩市は、A学園に対し本件除去費用全額に相当する損害賠償請求権を取得したところ、本件協定の内容は、学園が本件除去費用の内半分の224万1000円を負担するというものであって、市の有する損害賠償請求権について譲歩するものであるから、和解に当たる。高萩市では、50万円を超える額の和解については市長が専決処分をすることは出来ず、議会の議決が必要となる。しかるに、高萩市長は、議会の議決を経ることなく、本件協定を締結したというのであるから、本件協定は、議会の議決を欠く和解であり、違法、無効となる。

② Yは、本件協定が平成30年度第1回定例議会において、補正予算により議会の可決承認を経ていることから、事後的に議会の承認があったとするが、市議会においては、本件除去費用の負担金として224万1000円の歳入があること及び歳出の財源内補正を行うことが説明されたのみであることから、本件協定について審議されたものとはいえず、議会が予算を可決承認したことをもって、本件協定に事後的な承認を与えたということとはできない。

③ 「地方自治法96条1項12号所定の行為が議会の議決を経ずに行われた場合であっても、事後に之を追認する議決がされたときは、その瑕疵は治癒され、有効となると解するのが相当である」が「この議決をすることが普通地方公共団体の民主的かつ実効的な行政運用の確保を旨とする地方自治法の趣旨等に照らして不合理であって上記の裁量権の範囲を逸脱又はその濫用に当たると認められる時は、その議決は違法となり、当該和解は無効となるものと解するのが相当である(最高裁判平成24年4月20日判決,最高裁平成24年4月23日判決)」としたうえで、本件においては、「市の対応が後手に回ったことがその損害の発生・拡大に少なからず寄与していると考えられるから、市と学園との間で本件除去費用の負担について双方が負担を分け合う形で合意による解決を図ることは合理性があるといえる」こと、「本件除去費用の支出自体は、市長による専決処分とこれを承認する議会の議決を経て、適正に行われたものである」こと、「高萩市議会は、原審において本件協定の締結には議会の議決を欠くという手続的瑕疵があると指摘されたことから、その瑕疵を是正して違法な状態を解消するために本件追認議決を行ったものであって、本件追認議決が行われたことは住民訴訟の存在意義を無に帰するものではなく、むしろ、住民訴訟を通じて行政の適正化を実現するものであると言える」ことから「本件協定の締結は、本件追認議決が行われたことにより、地方自治法96条1項12号違反の瑕疵が治癒され、有効となったというべきである」。

→原判決を破棄し訴えを棄却

(2) 随意契約締結に係る住民訴訟事件(大阪府忠岡町) 大阪地判令和3年5月13日 発表担当: 今井亮先生

事案 忠岡町は、粗大ごみ破碎施設(以下「本件破碎施設」という。)を所有していたところ、同施設に不具合等が生じて運転停止となったことから、F株式会社及び有限会社Bを構成員とするF・B共同企業体(以下単に「本件共同企業体」という)との間で、本件破碎施設の更新工事等(以下「本件工事」という。)を内容とする工事請負契約(以下「本件契約」という。)を締結した。これに対し、忠岡町の住民が、地方自治法施行令167条の2第1項2号所定の「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当しない違法かつ無効な随意契約であるとして、請負金額相当について返還を求める住民訴訟を提起した。

争点 本件契約が、自治法234条2項、自治令167条の2第1項2号に違反して違法かつ無効であるか否か

判旨 裁判所は、まず、「地方自治法施行令167条の2第1項2号に掲げる「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」をするときとは(随意契約をとることが)当該契約の性質に照らし又はその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、ひいては当該普通地方公共団体の利益の増進につながると合理的に判断される場合も該当する」などとして、最判62年3月20日民集41巻2号189頁を引用する。

そのうえで、具体的に、本件については、「早期に本件工事を行う必要性、緊急性が高かったということができ、競争入札の方法により締結する場合に追加で要することとなる期間を考慮して、本件契約を随意契約の方法により締結したことは、相応の合理性があった。また、本件共同企業体は一連の本件工事内容について、確実かつ迅速に本件工事を完成させることを期待することができた。さらに、本件共同企業体以外の事業者が本件工事を施行すると、(中略)責任分岐の問題が生ずる可能性があった。以上のような点を挙げて、本件についても、上記判例の「合理的に判断される場合」に該当するとして、「本件契約を随意契約の方法により締結したことが、地方自治法234条2項、地方自治法施行令167条の2第1項2号に反し、違法であるとはいえない」とした。なお、形式面の不備に関する主張もあったが認められていない。

→原告の請求を棄却